

抗原簡易キット配布申込のご案内

(抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業)

新型コロナウイルス感染症は、早期に感染を発見するためには、症状がある場合に速やかに医療機関を受診することが基本ですが、より一層の早期発見・感染拡大防止の対策を図るため、抗原簡易キットを配布します。

1 目的

発熱などの症状がある際には、医療機関への受診をお願いしておりますが、軽症時などは受診に迷い、受診遅れとなる場合もあります。このような場面を想定し、少しでも体調が悪い場合に気軽に検査ができるよう、各家庭において抗原簡易キットを積極的に活用していただき、感染の早期発見、通勤や通学を控える等の行動変容、医療機関受診行動の促進を図ります。

2 配布対象者

池田町内に居住する方で、感染の心配があり、配布を希望する者

※ 配布時点で、無症状の場合は配布対象外です。

※ 軽微な症状がある場合のみ、配布対象です。

(町保健師が、症状について聞き取りを行います。)

3 抗原簡易キットの使用場面

微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等、医療機関受診に迷う場合

※風邪の症状や発熱等がある場合は、抗原簡易キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください

※新型コロナウイルス感染症の症状は個人差があり、その他にも、咳、息切れ、筋肉痛、頭痛、下痢、吐き気、嗅覚・味覚異常などの症状が出る場合もあります

4 抗原簡易キット配布の申込方法

抗原簡易キットの配布を希望する場合は、本チラシをよくお読みいただき

健康福祉課 健康増進係 電話：0261-61-5000 へお申し込みください。

配布時には「抗原簡易キット申込書」を提出してください。

申込書ダウンロード先：池田町ホームページ (URL:) <https://www.ikedamachi.net/>

○配布数

配布数は、1人につき、1個(同居家族の分も申し込む場合、人数×1個)です。

※配布対象者は、池田町内に居住する方としますが、池田町に住民票がある必要はありません。

○実施期間

・池田町において、警戒レベルが5以上の期間

・池田町内における感染拡大を防ぐため、町が抗原簡易キットの配布を必要と判断する期間

※申し込みの時点で、既に発熱等の症状がある方への配布はできません。その場合は、速やかに医療機関を受診してください。

5 抗原簡易キットの使用法

- 各自、綿棒で鼻腔をぬぐって検体を採取し、抗原簡易キットで検査を行います。
- 抗原簡易キットの使用までの間は、反応カセットの入ったアルミ袋は開封せず、直射日光を避け、1～30℃で保管してください。また、幼児の手の届かない場所に保管してください。
- 使用にあたっては、必ず、抗原簡易キットと一緒にお渡しするチラシ「抗原簡易キットの使用法」を確認のうえ、正しい方法で検体採取、検査を実施してください。
- 使用済みの抗原簡易キットは、ビニール袋に入れた上で、「燃えるゴミ」として処分してください。

6 注意事項

- ① 今回配布する抗原簡易キットは、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）」として厚生労働省が承認したもので、発症から9日目までは有用とされていますので、微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等、医療機関受診に迷う場合に使用してください。
- ② 無症状の方は使用できません（感染していても結果が陰性となる可能性が高いため）。
- ③ 風邪の症状や発熱等がある場合は、抗原簡易キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください。
- ④ ウイルスの量が少ない場合や、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合、また検査の手順や手技が正しくない場合等には、偽陽性（実際は感染していないが陽性となる）や、偽陰性（実際は感染しているが陰性となる）が発生することがありますので、抗原簡易キットの結果のみで感染の有無を判断することはできません。
- ⑤ 陽性の場合は、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話で相談したうえで受診してください。受診する医療機関がわからない場合は、受診・相談センター（保健所）へ相談してください。
- ⑥ 陰性であっても、偽陰性の可能性を考慮し、検査当日は通勤・通学は控え、自宅での待機をお願いします。症状が続いたり強くなってきた場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ⑦ 検査結果が得られなかった場合（判定不能等）、再度、検査キットをお渡ししますので、町健康福祉課へご連絡ください。再度の検査でも判定不能になった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ⑧ 簡易検査キットの使用はあくまで自主的判断であり、検査や結果によって生じた損害については自己責任で対処してください。
- ⑨ 法律に違反するおそれがありますので、抗原簡易キットを希望者本人以外の者に譲り渡したり（無償も含む）使用させたりしないでください。

7 検査結果の報告

翌日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに、健康福祉課へ検査結果の報告をお願いします。（電話、または、FAX）

8 問い合わせ先

池田町健康福祉課 健康増進係 電話：0261-61-5000
（平日のみ 午前8時30分～午後5時15分）